

3. ゾーニングの検討結果

3.1 ゾーニングマップ及び留意事項

「環境保全エリア」、「調整エリア」、「事業性エリア」の重ね合わせにより作成したゾーニングマップを図 28～31 に、抽出したエリア毎の面積を表 16 に示した。

なお、ゾーニングマップの利用に際しては、表 16 に示す事項に十分留意する必要がある。

表 16 ゾーニングマップ エリア別面積

エリア種別	面積 (km ²)	内 訳 (km ²)	
		陸 域	海 域
環境保全エリア	1,118.5	639.6	478.9
調 整 エリア	1,615.2	82.7	1,532.5
調整エリア A	596.4	62.6	533.8
調整エリア B	430.1	16.7	413.4
調整エリア C	588.7	3.5	585.2
導入可能エリア	0.0	0.0	0.0
合 計	2,733.7	722.4	2,011.3
(事業性エリア)	2,586.2	602.9	1,983.3

表 17 ゾーニングマップ利用に関する留意事項

- ・ ゾーニング計画およびゾーニングマップ（以下「ゾーニング計画等」という。）は導入可能エリアにおける事業の実施を担保・保証するものではなく、一定規模以上の事業の実施に際しては全てのエリアにおいて法令に基づく環境影響評価の手続きが必要であり、ゾーニング計画等に基づく調査内容の軽減や緩和等の措置はない。
- ・ ゾーニング計画等は、様々な出典、図面スケール及び精度の既往地図の重ね合わせに基づき作成しており、スケールを拡大して利用する際には、マップ上における各エリアの境界位置と現地の土地境界などとに相違が生じる可能性があることから、境界付近での事業計画には十分な留意が必要である。
- ・ ゾーニング計画等における離隔距離（風力発電施設（風車）と保全すべき場所、施設、自然環境等との間に置く距離）は、一定規模の風力発電施設を想定して検討しているため、事業計画では実際に予定する風車の騒音レベルや体格等に応じた離隔距離を確認する必要がある。特に、今後風力発電施設が大型化する傾向にあることから、適切な影響の予測に留意しなければならない。
- ・ ゾーニング計画等は、主として既存情報を基に検討、作成したものであり、石狩市におけるすべての情報は網羅されておらず、特に、石狩湾（海域）、厚田区、浜益区に関する自然環境情報は僅かであるため、動植物や海域環境に関する評価は十分ではないと考えられることから、環境影響評価等の実施による十分な現況把握が必要である。
- ・ ゾーニング計画等の利用に際しては、関係法令や公表データ等に基づく情報が更新されている場合があるため、事業計画では最新の情報の確認が必要である。
- ・ 民有地を含む石狩市域のすべてのエリアを対象としているため、実際の事業計画の検討や企画・立案に当たっては、土地所有者との調整は事業者自らが個別に行う必要がある。また、事業計画作成の初期段階から、先行利用者や地域住民との適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めなければならない。
- ・ 「環境保全エリア」、「調整エリア」には複数のレイヤー（環境配慮情報）が重なり合っている場合があるため、事業計画の検討や企画・立案等で利用する場合は、個々のエリアの詳細な情報内容を確認する必要がある。
- ・ 「事業性の低いエリア」については、本ゾーニング事業において、現時点で風力発電設備の導入が困難と考えられる区域としているものの、風況等の詳細調査の結果によっては開発可能と判断される場合があり得ると考えられるが、その判断は事業者自らが最新の知見等に基づいて慎重に行う必要がある。なお、その場合も個々のエリアの詳細な情報内容を改めて確認する必要がある。
- ・ 隣接する自治体との境界付近での事業計画については、ゾーニング計画等の確認に加え、隣接自治体との調整が必要である。また、石狩市浜益区から積丹町までの区間の沖合い約 10～32 キロメートルの範囲に設定されている共有の共同漁業権海域やさらにその沖合いの海域については、本ゾーニング事業とは別に、関係する漁業関係者や関係機関等との十分な調整が必要である。

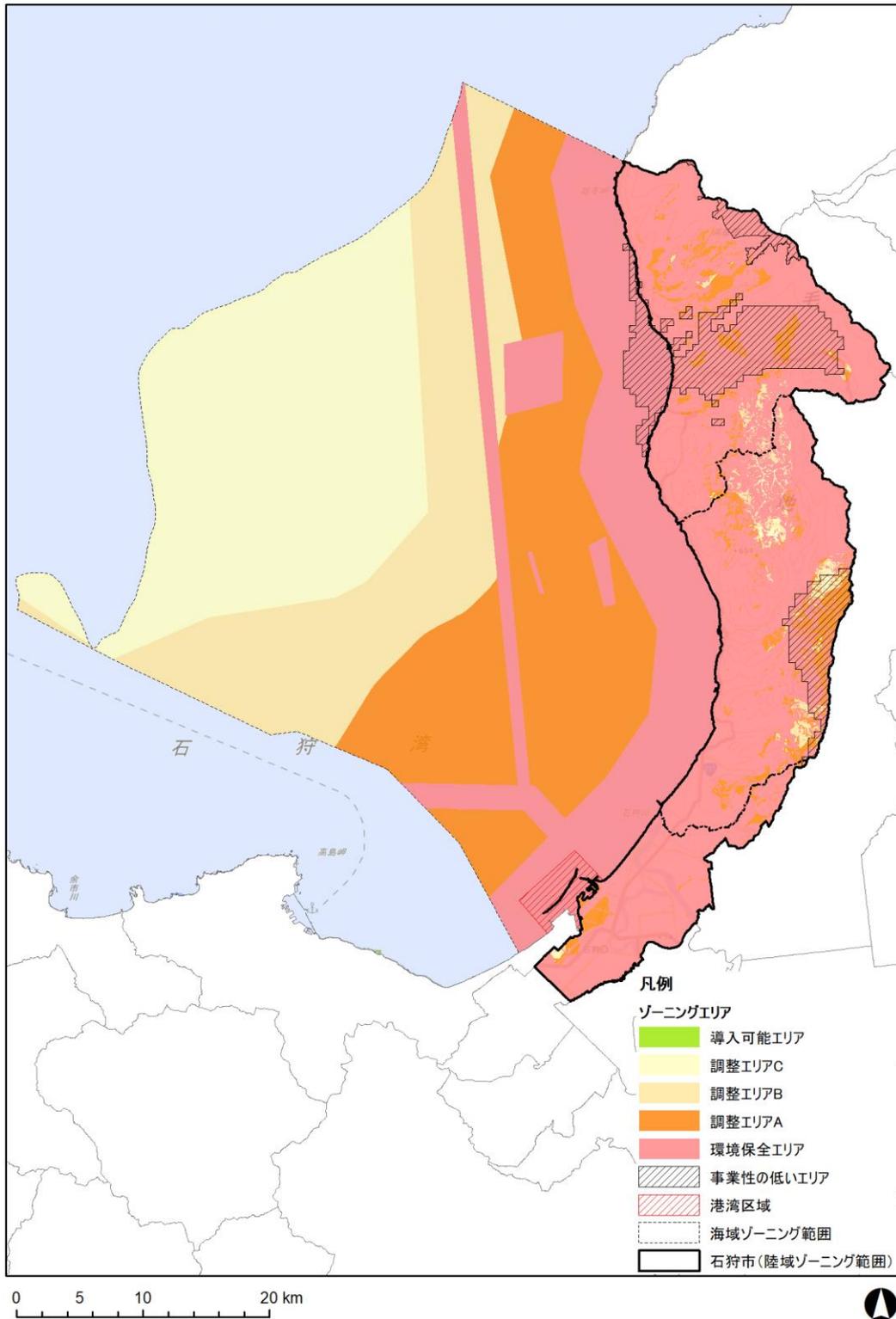


図 28 ゾーニングマップ（全体図）

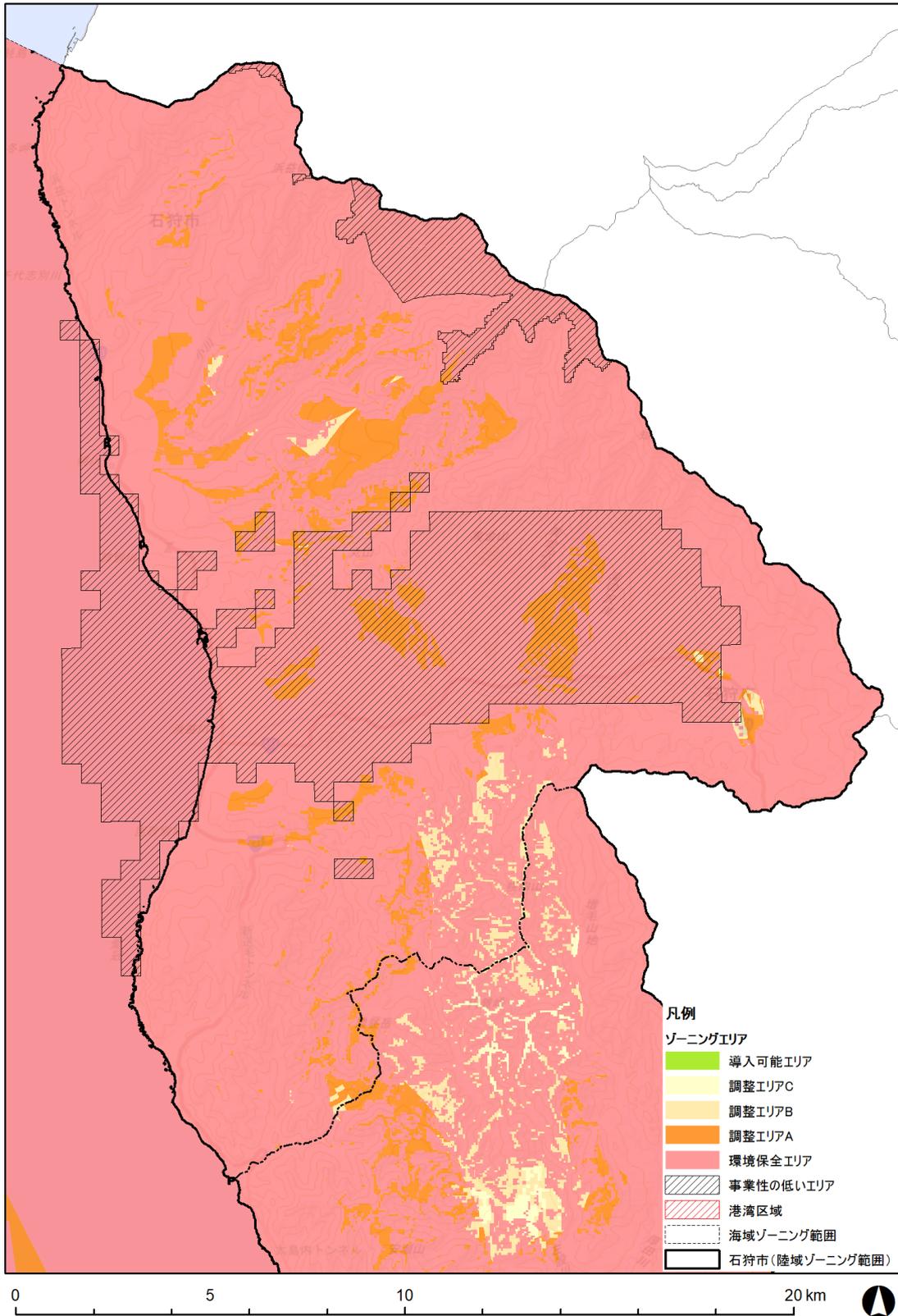


図 29 ゾーニングマップ（浜益区 拡大）

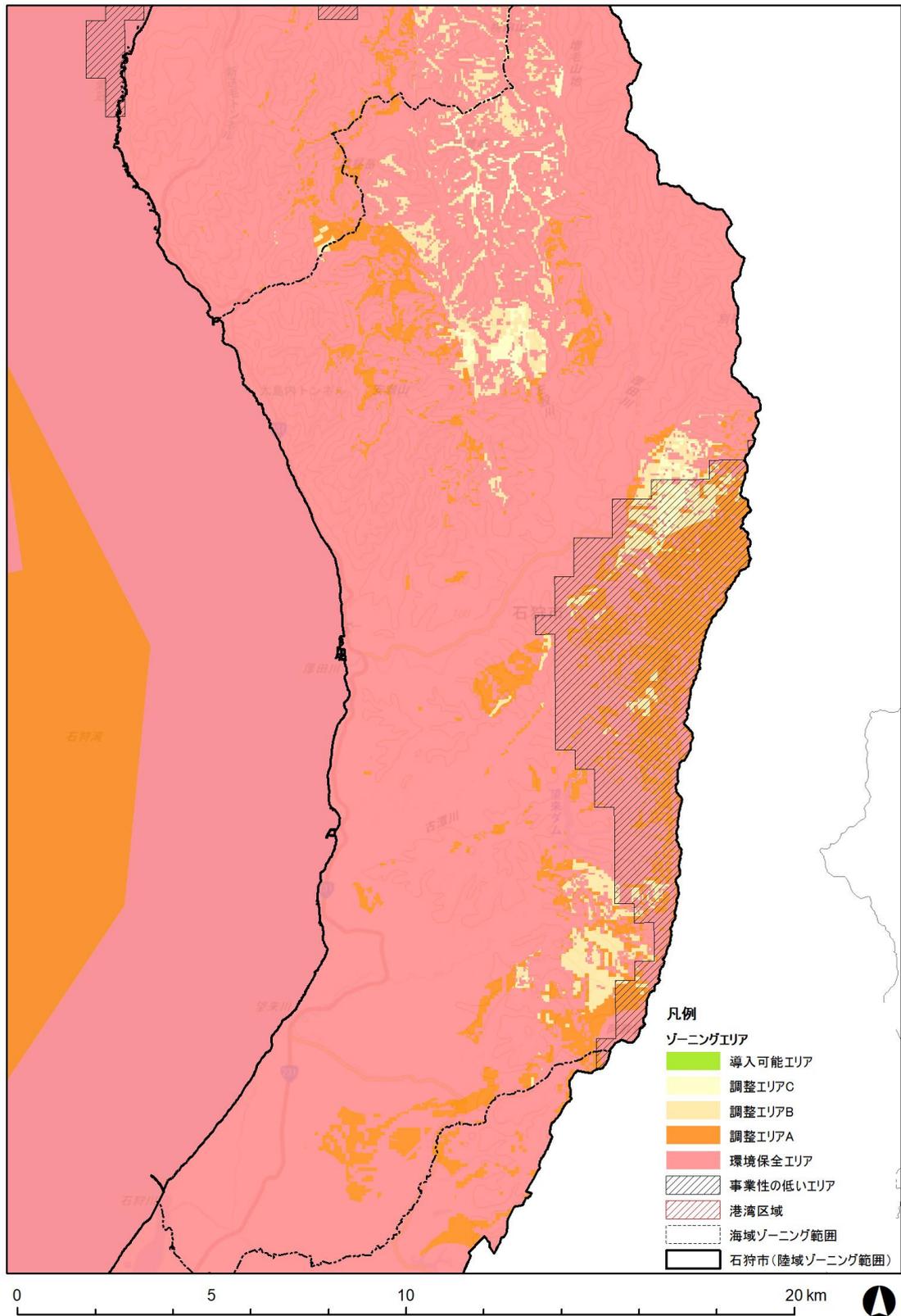


図 30 ゾーニングマップ (厚田区 拡大)

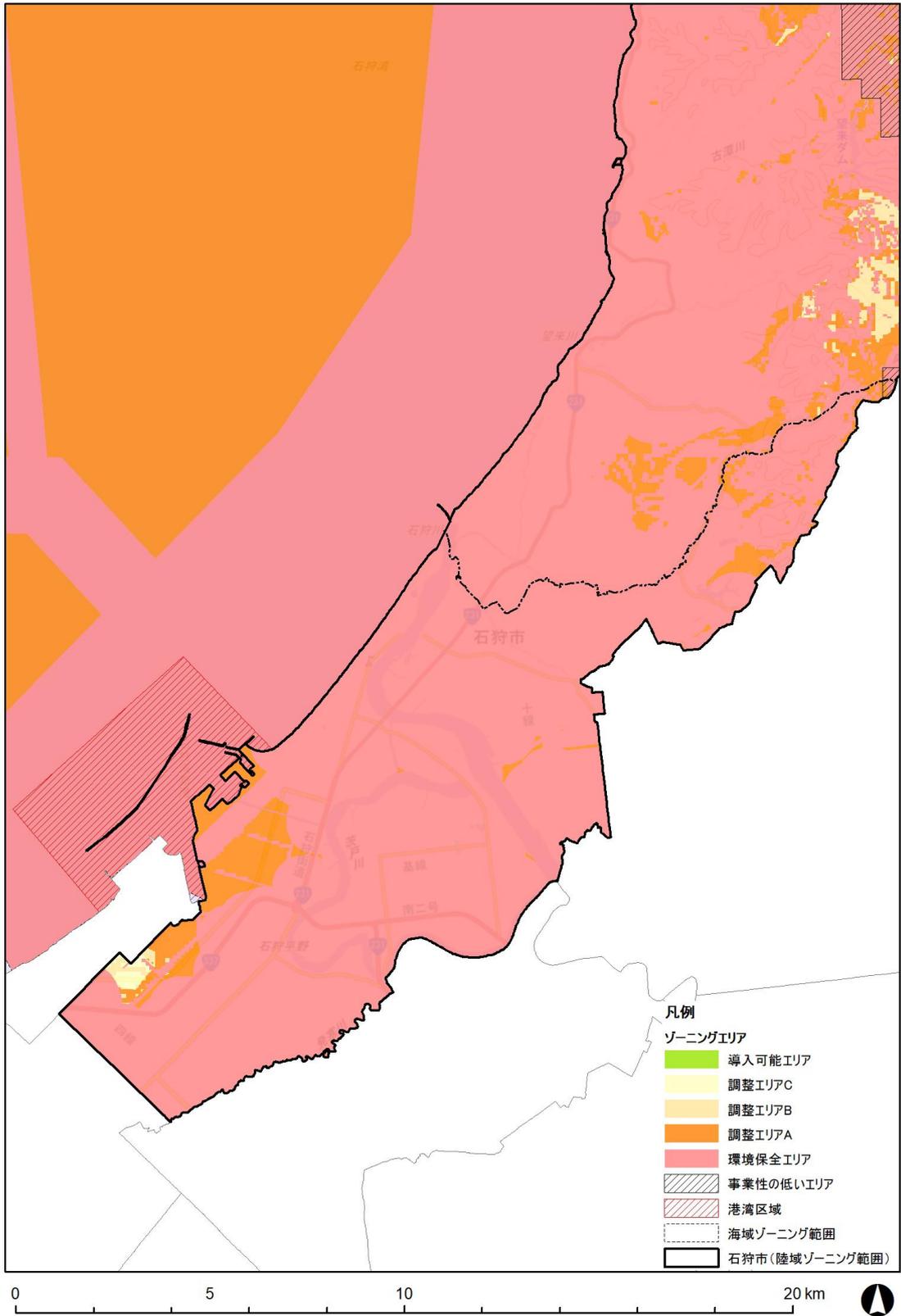


図 31 ゾーニングマップ (旧石狩市域 拡大)

3.2 公表

ゾーニング計画等の公表に当たっては、情報の重ね合わせの過程や関係者との調整方法などの検討経緯も含め、ゾーニング計画等の完成後、市ホームページ等で実施する。

また、ゾーニングマップについては、市内の統合型 GIS と連携し、市ホームページ上で公開している「石狩市 WebGIS」による公表を予定する。

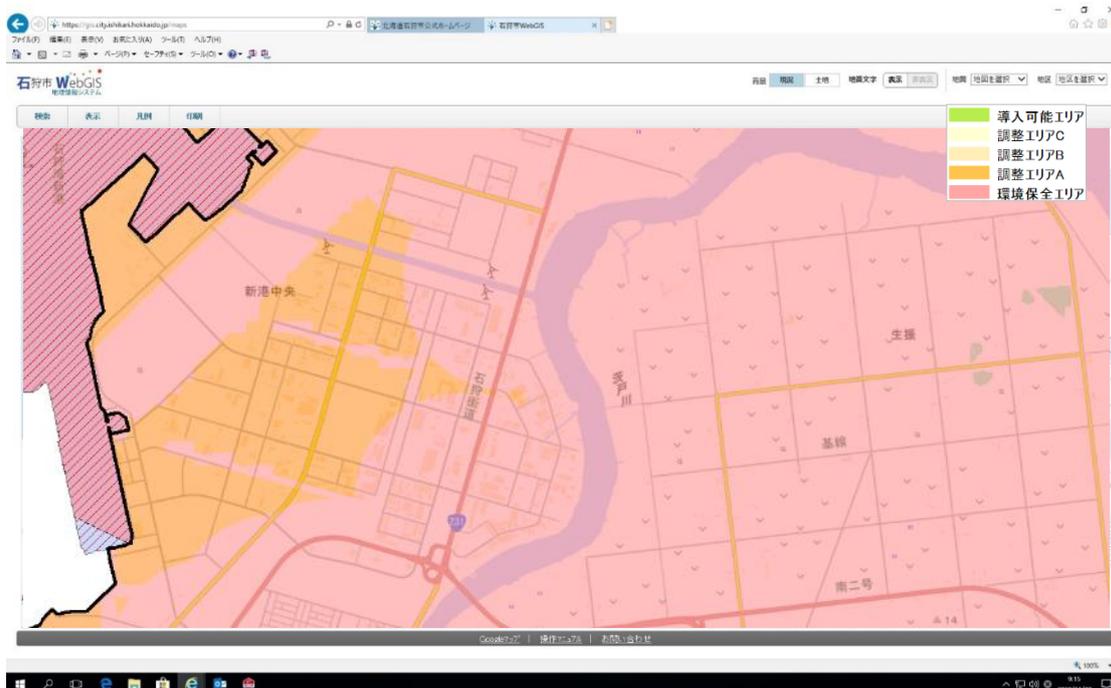


図 32 石狩市 WebGIS による公表イメージ

3.3 ゾーニング計画等策定後の見直し

自然条件（風況、地形）や社会条件（法規制、土地利用、インフラ等）など、ゾーニングに関する基礎的情報については、可能な限り定期的な更新を図る。

基礎的条件の定期更新によって、ゾーニングの評価内容に大幅な変更が見込まれる場合にあっては、市環境審議会への意見照会等の手続きを通じた見直しを検討する。

また、各種研究機関等による動植物調査など、ゾーニングに有効である補完的な調査結果が得られた場合については、ゾーニング計画等への反映と評価内容の見直しについて検討する。

なお、各種研究機関及び地域環境団体等の補完的な調査を促すため、可能な限り調査手法は公開するとともに、汎用性の高い手法を検討することとする。

3.4 ゾーニングマップの活用

環境影響評価において、事業計画段階で適地誘導を図り、環境アセスメントの円滑化を図るほか、法に基づく市町村長意見を検討する際の参考資料として活用する。

また、ゾーニングマップに示される情報の多くは、配慮書の作成に準用できる情報が多いことから、環境情報を広く公開・提供することで、再生可能エネルギーの拡大に寄与するよう努める。

さらに、ゾーニングマップの作成に用いたレイヤーは、太陽光発電など、他の再生可能エネルギーや小型風力発電などにも準用できる情報が含まれていることから、大型の風力発電設備に限らない広範囲な活用を想定している。

このような活用を通じて、本市における人とくらし、産業、自然が調和した自立的かつ持続的な地域社会の創造を図る。